

年管管発 1 0 3 1 第 3 号  
平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日

日本年金機構  
事業企画部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
( 公 印 省 略 )

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務取扱等について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第296号。以下「改正政令」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）が平成30年10月17日に公布され、その内容については、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（平成30年10月17日付け年管発1017第8号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知）により日本年金機構理事長宛て通知したところであるが、改正政令及び改正省令の施行に伴う事務の取扱いについては、下記のとおりであるので御了知いただくとともに、実施に当たっては貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

### 第 1 平成29年所得情報の交換 1 趣旨

日本年金機構（以下「機構」という。）は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「法」という。）の施行の日前の認定の請求に関する相談等に対応するため、施行日前支給要件調査対象者（2に定める者をいう。以下同じ。）又は施行日前支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対

し平成29年中の所得情報の提供を求めることができること。当該提供の求めは、平成31年1月18日までに、機構から平成30年12月1日において施行日前支給要件調査対象者が住所を有する市町村に対し、当該施行日前支給要件調査対象者の氏名、住所、年金生活者支援給付金の種類及び基礎年金番号を通知して行うこと。

## 2 施行日前支給要件調査対象者

施行日前支給要件調査対象者とは、平成30年12月1日において、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 老齢基礎年金（これに相当する給付（※1）を含む。）の受給権者（65歳に達している者に限る。ただし、平成32年6月末日までに当該老齢基礎年金の受給権者となると見込まれる者を含む。）

※1 老齢基礎年金に相当する給付は、改正政令による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成28年政令第211号）（以下「改正後経過措置政令」という。）第1条第2項第1号イからチまでに掲げる次の給付をいう。

- ・ 旧国民年金法による老齢年金（旧国民年金法附則第9条の3第1項に該当することによる老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金
- ・ 旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金
- ・ 旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金
- ・ 旧国共済法、旧地共済法、旧私学共済法等による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ・ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた移行農林年金（以下「移行農林年金」という。）のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ・ 平成24年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金（昭和60年国民年金等改正法附則第31条第1項に規定する者に支給されるものに限る。）

(2) 障害基礎年金（これに相当する給付（※2）を含む。）の受給権者

※2 障害基礎年金に相当する給付は、改正後経過措置政令第1条第2項第2号イからトまでに掲げる次の給付をいう。

- ・ 旧国民年金法による障害年金
- ・ 旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ・ 旧船員保険法による障害年金（障害の程度が、職務上の事由によるものは1級から5級までのいずれかに、職務外の事由によるものは1級又

は2級に該当する者に支給されるものに限る。)

- ・ 旧国共済法、旧地共済法、旧私学共済法の規定による障害年金（障害の程度が1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ・ 移行農林年金のうち障害年金（障害の程度が1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）

### (3) 遺族基礎年金の受給権者

## 3 スケジュール

所得情報の提供は、介護保険の特別徴収事務を行う際に使用している現行のシステムを活用することとし、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を經由して行うこと。平成29年所得情報の提供については、以下のスケジュールで実施すること。

- ・ 平成30年12月  
機構は施行日前支給要件調査対象者の抽出を行い、国民健康保険中央会へデータを回付する。
- ・ 平成31年1月  
国民健康保険中央会は、国民健康保険団体連合会へデータを回付する。  
国民健康保険団体連合会は、各市町村へデータを回付する。
- ・ 平成31年2月  
各市町村は、回付されたデータに平成29年中の所得情報を収録し、国民健康保険団体連合会へ回付する。
- ・ 平成31年3月  
国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会へデータを回付する。  
国民健康保険中央会は、機構へデータを回付する。

市町村に対する通知については、平成31年1月18日までに、平成30年12月1日において施行日前支給要件調査対象者が住所を有する市町村に対し行うこととしていることから、機構へ平成31年3月15日までに所得情報の提供がなされるよう、市町村は、通知を受けた後、概ね2～3週間の期間で平成29年中の所得情報を収録し、国民健康保険団体連合会へ回付すること。

## 4 市町村が機構に対し提供する所得情報

施行日前支給要件調査対象者に係る通知を受けた市町村は、当該施行日前支給要件調査対象者ごとに、以下のとおり、その支給要件に係る調査の対象となる年金生活者支援給付金の種類に応じた必要な所得情報等を提供すること。

### (1) 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

#### ① 施行日前支給要件調査対象者の平成29年中の所得額

- ア 公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号）
  - イ 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号）
  - ウ 公的年金等に係る雑所得（所得税法第35条第2項第1号）
  - ② 施行日前支給要件調査対象者及び施行日前支給要件調査対象者の世帯主等に係る平成30年度の市町村民税の課税状況
    - ・ 平成30年度の市町村民税が世帯課税であるか世帯非課税であるかの別
- (2) 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等
- ① 施行日前支給要件調査対象者の平成29年中の所得額
    - ア 総所得金額、退職所得金額、山林所得金額等の合計額（改正後経過措置政令第5条第2項において準用する第3条第5項に掲げる額）
    - イ 次に掲げる所得控除額等（改正後経過措置政令第5条第2項において準用する第3条第6項に掲げる額）
      - ・ 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額及び配偶者特別控除額に相当する額
      - ・ 障害者控除、特別障害者控除、寡婦（夫）控除、寡婦控除の特例及び勤労学生控除
      - ・ 地方税法附則第6条第1項に規定する課税の特例により免除された所得額
  - ② 次に掲げる扶養親族等それぞれの人数
    - ア 同一生計配偶者及び扶養親族
    - イ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者
    - ウ 老人扶養親族
    - エ 特定扶養親族
    - オ 16歳以上19歳未満の扶養親族
- ※ 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給要件に係る所得の額の計算方法については、国民年金法施行令（昭和34年政令184号）第6条の2に規定する「国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算方法」と類似の取扱いとする予定であること。

## 5 平成29年所得情報の収録・提供の形式

平成29年中の所得情報の収録・提供の形式は、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」（平成29年12月5日付け年管管発1205第3号厚生労働省年金局事業管理課長通知）により示した「年金生活

者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（第1版）」によること。

また、具体的な施行日前支給要件調査対象者の状況に応じた年金生活者支援給付金システムへの収録方法の基本的な考え方は、別紙1「「所得情報設定表示1・2」収録に当たっての考え方」及び別紙2「年金生活者支援給付金システムへの所得情報データ収録例（老齢事務）」のとおりであるので、これを参考にされたいこと。

## 第2 平成30年所得情報の交換

### 1 趣旨

機構は、支給要件調査対象者（2に定める者をいう。以下同じ。）又は支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村に対し平成30年中の所得情報の提供を求めることができること。当該提供の求めは、平成31年5月31日までに、機構から同年4月1日において支給要件調査対象者が住所を有する市町村に対し、当該支給要件調査対象者の氏名、住所、年金生活者支援給付金の種類及び基礎年金番号を通知して行うこと。

### 2 支給要件調査対象者

支給要件調査対象者とは、平成31年4月1日において、第1の2（1）から（3）までのいずれかに該当する者であること。

### 3 スケジュール

所得情報の提供は、介護保険の特別徴収事務を行う際に使用している現行のシステムを活用することとし、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由して行うこと。平成30年中の所得情報の提供については、以下のスケジュールで実施すること。

- 平成31年4～5月

機構は支給要件調査対象者の抽出を行い、国民健康保険中央会へデータを回付する。

- 平成31年5月

国民健康保険中央会は、国民健康保険団体連合会へデータを回付する。

国民健康保険団体連合会は、各市町村へデータを回付する。

- 平成31年6～7月

各市町村は、回付されたデータに平成30年中の所得情報を収録し、国民健康保険団体連合会へ回付する。

- 平成31年7月

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会へデータを回付する。

国民健康保険中央会は、機構へデータを回付する。

市町村に対する通知については、平成31年5月31日までに、同年4月1日におい

て支給要件調査対象者が住所を有する市町村に対し行うこととしていることから、市町村は、通知を受けた後、機構へ平成31年7月31日までに所得情報の提供がなされるよう、概ね3～4週間の期間で平成30年中の所得情報を収録し、国民健康保険団体連合会へ回付すること。

#### 4 市町村が機構に対し提供する所得情報

通知を受けた市町村は、当該通知のあった支給要件調査対象者ごとに、以下のとおり、その支給要件に係る調査の対象となる年金生活者支援給付金の種類に応じた必要な所得情報等を提供すること。

##### (1) 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

###### ① 支給要件調査対象者の平成30年中の所得額

ア 公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号）

イ 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号）

ウ 公的年金等に係る雑所得（所得税法第35条第2項第1号）

###### ② 支給要件調査対象者及び支給要件調査対象者の世帯主等に係る平成31年度の市町村民税の課税状況

・ 平成31年度の市町村民税が世帯課税であるか世帯非課税であるかの別

##### (2) 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

###### ① 支給要件調査対象者の平成30年中の所得額

ア 総所得金額、退職所得金額、山林所得金額等の合計額（改正後経過措置政令第3条第5項に掲げる額）

イ 次に掲げる所得控除額等（改正後経過措置政令第3条第6項に掲げる額）

・ 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額及び配偶者特別控除額に相当する額

・ 障害者控除、特別障害者控除、寡婦（夫）控除、寡婦控除の特例及び勤労学生控除

・ 地方税法附則第6条第1項に規定する課税の特例により免除された所得額

###### ② 次に掲げる扶養親族等それぞれの人数

ア 同一生計配偶者及び扶養親族

イ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者

ウ 老人扶養親族

エ 特定扶養親族

オ 16歳以上19歳未満の扶養親族

※ 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給要件に係る所得の額の計算方法については、国民年金法施行令第6条の2に規定する「国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算方法」と類似の取扱いとする予定であること。

## 5 平成30年所得情報の収録・提供の形式

平成30年中の所得情報の収録・提供の形式は、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」により示した「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（第1版）」によること。

また、具体的な支給要件調査対象者の状況に応じた年金生活者支援給付金システムへの収録方法の基本的な考え方は、別紙1「「所得情報設定表示1・2」収録に当たっての考え方」及び別紙2「年金生活者支援給付金システムへの所得情報データ収録例（老齢事務）」のとおりであるので、これを参考にされたいこと。

## 第3 その他（市町村における所得情報の収録の際の留意事項）

### 1 未申告者の取扱い

市町村が機構に提供する所得情報は、原則として市町村が保有する都道府県民税又は市町村民税に関する情報を用いること。施行日前支給要件調査対象者及び支給要件調査対象者がこれらの税の申告を行っていない者（以下「未申告者」という。）であること等により、市町村が当該情報を提供することが困難である場合には、当該者に改めて所得の申告を求めるのではなく、「未申告」として所得情報を収録し、機構に提供すること。

なお、この場合において、機構は、所得の申告義務が課されている者は適切に申告を行っているとの理解等の下、年金生活者支援給付金の支給要件の判定において、未申告者を非課税者として取り扱うこと。

（参考） 所得の申告義務を有しない者として、次に掲げる①及び②が地方税法第317条の2に規定されている。なお、②については、多くの市町村が条例により独自に地方税法上の申告義務を課さない者を定めている。

① 給与又は公的年金等の支払を受けている者であって前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの

② 所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの

### 2 機構からの提供依頼データと市町村保有情報との突合方法

機構からの提供依頼データのうち住所については、漢字の情報が地方公共団体情報システム機構から取得した情報である一方で、カナの情報は機構が独自に保有す

る情報であることから、市町村において、機構からの提供依頼データと市町村保有情報とを突合する際には、漢字の情報により行うこととし、カナの情報は参考として用いること。

### 3 市町村が機構に対し提供する情報の世帯の判定日について

機構が市町村に対し所得情報の提供を求めるに当たっては、平成29年中の所得については平成30年12月1日を、平成30年中の所得については平成31年4月1日を照会の基準日としており、市町村は当該基準日における世帯情報を提供することとなるが、基準日前に基準日後の転出予定の転出届を受理した場合や基準日後に基準日前の転入届を受理した場合についても、世帯の判定日は基準日であることから、可能な限り基準日における住所地の市町村において基準日における世帯情報の提供を行うこと。

### 4 市町村の介護保険担当部局等との連携について

市町村への施行日前支給要件調査対象者又は支給要件調査対象者に係る通知は、平成29年中の所得情報に係るものは平成31年1月14日から同月18日まで、平成30年中の所得情報に係るものは平成31年5月27日から同月31日までの間に到達する見込みである。国民健康保険団体連合会から市町村の介護保険担当部局等に対し、特別徴収に係る通知と併せて支給要件調査対象者に係る通知が到達することが想定されるため、市町村の国民年金担当部局におかれては、必要に応じて介護保険担当部局等と調整の上、収録作業の開始に遺漏無きようお願いしたいこと。

### 5 国民健康保険団体連合会による受付チェックの際にエラーが確認された場合の取扱いについて

市町村から国民健康保険団体連合会に送付した所得情報を収録した媒体について、国民健康保険団体連合会による受付チェックの際にエラーが確認された場合、「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（第1版）」の「4.2 エラーの取り扱いについて」に基づき、当該国民健康保険団体連合会より市町村に対し連絡するため、これに従い対応いただきたいこと。

### 6 不測の事態が発生した場合の厚生労働省への一報について

市町村から機構に対し所得情報の提供を行うに際し、不測の事態により、予定どおり所得情報の提供を行えない場合や提供した情報に差し替えが発生した場合等は、こうした事象が発生した時点で速やかに電話にて厚生労働省年金局事業管理課年金生活者支援給付金担当（03-5253-1111（内線3592））宛てに一報するとともに、併せてその詳細を市町村名及び担当者の連絡先を明記の上、電子メールにて報告専用メールアドレス（kyuufukin\_rep@mhlw.go.jp）宛てに送付いただきたいこと。

また、報告後は、事業管理課から具体的な対処方法を担当者宛てに連絡するため、これに従い対応いただきたいこと。

なお、上記メールアドレスは緊急時の報告専用であるため、上記以外の個別の疑義照会等には用いないこと。

## 「所得情報設定表示 1・2」収録に当たっての考え方

	市町村が所得情報を有する <sup>(※1)</sup>	市町村が所得情報を有しない <sup>(※2)</sup>
対象者が4月1日に住所を有する	2：設定済・把握している	3：設定済・把握していない 又は 5：設定済・未申告者あり
対象者が4月1日に住所を有しない	4：設定済・該当者なし	4：設定済・該当者なし

※1 対象者及び世帯員全員が住民税の賦課期日（1月1日）時点で住所を有する場合等を想定。

※2 対象者及び世帯員のいずれかが住民税の賦課期日（1月1日）時点で住所を有しない（1月2日以降に転入してきた）場合や、対象者及び世帯員のいずれかが未申告である場合等を想定。

## 年金生活者支援給付金システムへの所得情報データ収録例(老齢事務)

市町村における所得情報の確認結果						データ収録方法(老齢の事務に係る所得情報等)		
4/1時点で住所を有する	公的年金等年金収入＋その他所得		住民税の課税状況		前年所得合計額1	世帯課税区分 1:世帯課税 2:世帯非課税	所得情報設定表示1 1:未設定 2:設定済・把握している 3:設定済・把握していない 4:設定済・該当者なし 5:設定済・未申告者あり	
	年金収入	その他所得	本人	世帯構成員				
1	○	50万	200万	課税	非課税	250万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
2	○	50万	50万	非課税	非課税	100万	2:世帯非課税	2:設定済・把握している
3	○	50万	30万	非課税	非課税	80万	2:世帯非課税	2:設定済・把握している
4	○	50万	0	非課税	非課税	50万	2:世帯非課税	2:設定済・把握している
5	○	転入	転入	転入	非課税	"0"のまま	"0"のまま	3:設定済・把握していない
6	○	50万	200万	課税	課税	250万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
7	○	50万	50万	非課税	課税	100万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
8	○	50万	30万	非課税	課税	80万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
9	○	50万	0	非課税	課税	50万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
10	○	転入	転入	転入	課税	"0"のまま	1:世帯課税	3:設定済・把握していない
11	○	50万	200万	課税	未申告	250万	1:世帯課税	5:設定済・未申告者あり
12	○	50万	50万	非課税	未申告	100万	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
13	○	50万	30万	非課税	未申告	80万	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
14	○	50万	0	非課税	未申告	50万	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
15	○	転入	転入	転入	未申告	"0"のまま	"0"のまま	3:設定済・把握していない
16	○	50万	200万	課税	転入	250万	1:世帯課税	3:設定済・把握していない
17	○	50万	50万	非課税	転入	100万	"0"のまま	3:設定済・把握していない
18	○	50万	30万	非課税	転入	80万	"0"のまま	3:設定済・把握していない
19	○	50万	0	非課税	転入	50万	"0"のまま	3:設定済・把握していない
20	○	転入	転入	転入	転入	"0"のまま	"0"のまま	3:設定済・把握していない
21	○	未申告	未申告	未申告	課税	"0"のまま	1:世帯課税	5:設定済・未申告者あり
22	○	未申告	未申告	未申告	非課税	"0"のまま	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
23	○	未申告	未申告	未申告	未申告	"0"のまま	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
24	○	未申告	未申告	未申告	転入	"0"のまま	"0"のまま	3:設定済・把握していない
25	×	(内容によらない)	(内容によらない)	(内容によらない)	(内容によらない)	"0"のまま	"0"のまま	4:設定済・該当者なし

※「世帯構成員」のパターンは以下のとおり。

「課税」 世帯構成員の所得を把握している場合であって、そのうち一人でも住民税が課税されている場合

「非課税」 すべての世帯構成員が住民税非課税となっている場合

「未申告」 未申告の世帯構成員が一人でもいる場合

「転入」 1月2日以降に市外から転入した世帯構成員が一人でもいる場合であって、当該世帯構成員の所得情報が確認できないとき

- ・世帯に課税者がいる場合は、「世帯課税区分」に「1:世帯課税」を収録する。
- ・同一世帯に「転入者」と「未申告者」が両方いる場合は、「所得情報設定表示1」は「3:把握していない」として収録する。
- ・「所得情報設定表示1」について、世帯構成員に転入者または未申告者がいる場合であっても、本人の所得を把握している場合は、「前年所得合計額」を入力する。

年管管発 1 0 3 1 第 4 号  
平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日

地方厚生（支）局  
年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務取扱等について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第296号。以下「改正政令」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）が平成30年10月17日に公布され、その内容については、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（平成30年10月17日付け年管発1017第8号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知）により地方厚生（支）局長宛て通知したところであるが、改正政令及び改正省令の施行に伴う事務の取扱いについては、下記のとおりであるので御了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

## 記

### 第 1 平成29年所得情報の交換

#### 1 趣旨

日本年金機構（以下「機構」という。）は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「法」という。）の施行の日前の認定の請求に関する相談等に対応するため、施行日前支給要件調査対象者（2に定める者をいう。以下同じ。）又は施行日前支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村に対し平成29年中の所得情報の提供

を求めることができること。当該提供の求めは、平成31年1月18日までに、機構から平成30年12月1日において施行日前支給要件調査対象者が住所を有する市町村に対し、当該施行日前支給要件調査対象者の氏名、住所、年金生活者支援給付金の種類及び基礎年金番号を通知して行うこと。

## 2 施行日前支給要件調査対象者

施行日前支給要件調査対象者とは、平成30年12月1日において、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 老齢基礎年金（これに相当する給付（※1）を含む。）の受給権者（65歳に達している者に限る。ただし、平成32年6月末日までに当該老齢基礎年金の受給権者となると見込まれる者を含む。）

※1 老齢基礎年金に相当する給付は、改正政令による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成28年政令第211号）（以下「改正後経過措置政令」という。）第1条第2項第1号イからチまでに掲げる次の給付をいう。

- ・ 旧国民年金法による老齢年金（旧国民年金法附則第9条の3第1項に該当することによる老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金
- ・ 旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金
- ・ 旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金
- ・ 旧国共済法、旧地共済法、旧私学共済法等による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ・ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた移行農林年金（以下「移行農林年金」という。）のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ・ 平成24年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金（昭和60年国民年金等改正法附則第31条第1項に規定する者に支給されるものに限る。）

- (2) 障害基礎年金（これに相当する給付（※2）を含む。）の受給権者

※2 障害基礎年金に相当する給付は、改正後経過措置政令第1条第2項第2号イからトまでに掲げる次の給付をいう。

- ・ 旧国民年金法による障害年金
- ・ 旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ・ 旧船員保険法による障害年金（障害の程度が、職務上の事由によるものは1級から5級までのいずれかに、職務外の事由によるものは1級又

は2級に該当する者に支給されるものに限る。)

- ・ 旧国共済法、旧地共済法、旧私学共済法の規定による障害年金（障害の程度が1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ・ 移行農林年金のうち障害年金（障害の程度が1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）

### (3) 遺族基礎年金の受給権者

## 3 スケジュール

所得情報の提供は、介護保険の特別徴収事務を行う際に使用している現行のシステムを活用することとし、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を經由して行うこと。平成29年所得情報の提供については、以下のスケジュールで実施すること。

- ・ 平成30年12月  
機構は施行日前支給要件調査対象者の抽出を行い、国民健康保険中央会へデータを回付する。
- ・ 平成31年1月  
国民健康保険中央会は、国民健康保険団体連合会へデータを回付する。  
国民健康保険団体連合会は、各市町村へデータを回付する。
- ・ 平成31年2月  
各市町村は、回付されたデータに平成29年中の所得情報を収録し、国民健康保険団体連合会へ回付する。
- ・ 平成31年3月  
国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会へデータを回付する。  
国民健康保険中央会は、機構へデータを回付する。

市町村に対する通知については、平成31年1月18日までに、平成30年12月1日において施行日前支給要件調査対象者が住所を有する市町村に対し行うこととしていることから、機構へ平成31年3月15日までに所得情報の提供がなされるよう、市町村は、通知を受けた後、概ね2～3週間の期間で平成29年中の所得情報を収録し、国民健康保険団体連合会へ回付すること。

## 4 市町村が機構に対し提供する所得情報

施行日前支給要件調査対象者に係る通知を受けた市町村は、当該施行日前支給要件調査対象者ごとに、以下のとおり、その支給要件に係る調査の対象となる年金生活者支援給付金の種類に応じた必要な所得情報等を提供すること。

### (1) 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

#### ① 施行日前支給要件調査対象者の平成29年中の所得額

- ア 公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号）
  - イ 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号）
  - ウ 公的年金等に係る雑所得（所得税法第35条第2項第1号）
  - ② 施行日前支給要件調査対象者及び施行日前支給要件調査対象者の世帯主等に係る平成30年度の市町村民税の課税状況
    - ・ 平成30年度の市町村民税が世帯課税であるか世帯非課税であるかの別
- (2) 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等
- ① 施行日前支給要件調査対象者の平成29年中の所得額
    - ア 総所得金額、退職所得金額、山林所得金額等の合計額（改正後経過措置政令第5条第2項において準用する第3条第5項に掲げる額）
    - イ 次に掲げる所得控除額等（改正後経過措置政令第5条第2項において準用する第3条第6項に掲げる額）
      - ・ 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額及び配偶者特別控除額に相当する額
      - ・ 障害者控除、特別障害者控除、寡婦（夫）控除、寡婦控除の特例及び勤労学生控除
      - ・ 地方税法附則第6条第1項に規定する課税の特例により免除された所得額
  - ② 次に掲げる扶養親族等それぞれの人数
    - ア 同一生計配偶者及び扶養親族
    - イ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者
    - ウ 老人扶養親族
    - エ 特定扶養親族
    - オ 16歳以上19歳未満の扶養親族
- ※ 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給要件に係る所得の額の計算方法については、国民年金法施行令（昭和34年政令184号）第6条の2に規定する「国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算方法」と類似の取扱いとする予定であること。

## 5 平成29年所得情報の収録・提供の形式

平成29年中の所得情報の収録・提供の形式は、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」（平成29年12月5日付け年管管発1205第3号厚生労働省年金局事業管理課長通知）により示した「年金生活

者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（第1版）」によること。

また、具体的な施行日前支給要件調査対象者の状況に応じた年金生活者支援給付金システムへの収録方法の基本的な考え方は、別紙1「「所得情報設定表示1・2」収録に当たっての考え方」及び別紙2「年金生活者支援給付金システムへの所得情報データ収録例（老齢事務）」のとおりであるので、これを参考にされたいこと。

## 第2 平成30年所得情報の交換

### 1 趣旨

機構は、支給要件調査対象者（2に定める者をいう。以下同じ。）又は支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村に対し平成30年中の所得情報の提供を求めることができること。当該提供の求めは、平成31年5月31日までに、機構から同年4月1日において支給要件調査対象者が住所を有する市町村に対し、当該支給要件調査対象者の氏名、住所、年金生活者支援給付金の種類及び基礎年金番号を通知して行うこと。

### 2 支給要件調査対象者

支給要件調査対象者とは、平成31年4月1日において、第1の2（1）から（3）までのいずれかに該当する者であること。

### 3 スケジュール

所得情報の提供は、介護保険の特別徴収事務を行う際に使用している現行のシステムを活用することとし、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由して行うこと。平成30年中の所得情報の提供については、以下のスケジュールで実施すること。

- ・ 平成31年4～5月  
機構は支給要件調査対象者の抽出を行い、国民健康保険中央会へデータを回付する。
- ・ 平成31年5月  
国民健康保険中央会は、国民健康保険団体連合会へデータを回付する。  
国民健康保険団体連合会は、各市町村へデータを回付する。
- ・ 平成31年6～7月  
各市町村は、回付されたデータに平成30年中の所得情報を収録し、国民健康保険団体連合会へ回付する。
- ・ 平成31年7月  
国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会へデータを回付する。  
国民健康保険中央会は、機構へデータを回付する。  
市町村に対する通知については、平成31年5月31日までに、同年4月1日におい

て支給要件調査対象者が住所を有する市町村に対し行うこととしていることから、市町村は、通知を受けた後、機構へ平成31年7月31日までに所得情報の提供がなされるよう、概ね3～4週間の期間で平成30年中の所得情報を収録し、国民健康保険団体連合会へ回付すること。

#### 4 市町村が機構に対し提供する所得情報

通知を受けた市町村は、当該通知のあった支給要件調査対象者ごとに、以下のとおり、その支給要件に係る調査の対象となる年金生活者支援給付金の種類に応じた必要な所得情報等を提供すること。

##### (1) 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

###### ① 支給要件調査対象者の平成30年中の所得額

ア 公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号）

イ 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号）

ウ 公的年金等に係る雑所得（所得税法第35条第2項第1号）

###### ② 支給要件調査対象者及び支給要件調査対象者の世帯主等に係る平成31年度の市町村民税の課税状況

・ 平成31年度の市町村民税が世帯課税であるか世帯非課税であるかの別

##### (2) 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

###### ① 支給要件調査対象者の平成30年中の所得額

ア 総所得金額、退職所得金額、山林所得金額等の合計額（改正後経過措置政令第3条第5項に掲げる額）

イ 次に掲げる所得控除額等（改正後経過措置政令第3条第6項に掲げる額）

・ 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額及び配偶者特別控除額に相当する額

・ 障害者控除、特別障害者控除、寡婦（夫）控除、寡婦控除の特例及び勤労学生控除

・ 地方税法附則第6条第1項に規定する課税の特例により免除された所得額

###### ② 次に掲げる扶養親族等それぞれの人数

ア 同一生計配偶者及び扶養親族

イ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者

ウ 老人扶養親族

エ 特定扶養親族

オ 16歳以上19歳未満の扶養親族

※ 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給要件に係る所得の額の計算方法については、国民年金法施行令第6条の2に規定する「国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算方法」と類似の取扱いとする予定であること。

## 5 平成30年所得情報の収録・提供の形式

平成30年中の所得情報の収録・提供の形式は、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」により示した「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（第1版）」によること。

また、具体的な支給要件調査対象者の状況に応じた年金生活者支援給付金システムへの収録方法の基本的な考え方は、別紙1「「所得情報設定表示1・2」収録に当たっての考え方」及び別紙2「年金生活者支援給付金システムへの所得情報データ収録例（老齢事務）」のとおりであるので、これを参考にされたいこと。

## 第3 その他（市町村における所得情報の収録の際の留意事項）

### 1 未申告者の取扱い

市町村が機構に提供する所得情報は、原則として市町村が保有する都道府県民税又は市町村民税に関する情報を用いること。施行日前支給要件調査対象者及び支給要件調査対象者がこれらの税の申告を行っていない者（以下「未申告者」という。）であること等により、市町村が当該情報を提供することが困難である場合には、当該者に改めて所得の申告を求めるのではなく、「未申告」として所得情報を収録し、機構に提供すること。

なお、この場合において、機構は、所得の申告義務が課されている者は適切に申告を行っているとの理解等の下、年金生活者支援給付金の支給要件の判定において、未申告者を非課税者として取り扱うこと。

（参考） 所得の申告義務を有しない者として、次に掲げる①及び②が地方税法第317条の2に規定されている。なお、②については、多くの市町村が条例により独自に地方税法上の申告義務を課さない者を定めている。

① 給与又は公的年金等の支払を受けている者であって前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの

② 所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの

### 2 機構からの提供依頼データと市町村保有情報との突合方法

機構からの提供依頼データのうち住所については、漢字の情報が地方公共団体情報システム機構から取得した情報である一方で、カナの情報は機構が独自に保有す

る情報であることから、市町村において、機構からの提供依頼データと市町村保有情報とを突合する際には、漢字の情報により行うこととし、カナの情報は参考として用いること。

### 3 市町村が機構に対し提供する情報の世帯の判定日について

機構が市町村に対し所得情報の提供を求めるに当たっては、平成29年中の所得については平成30年12月1日を、平成30年中の所得については平成31年4月1日を照会の基準日としており、市町村は当該基準日における世帯情報を提供することとなるが、基準日前に基準日後の転出予定の転出届を受理した場合や基準日後に基準日前の転入届を受理した場合についても、世帯の判定日は基準日であることから、可能な限り基準日における住所地の市町村において基準日における世帯情報の提供を行うこと。

### 4 市町村の介護保険担当部局等との連携について

市町村への施行日前支給要件調査対象者又は支給要件調査対象者に係る通知は、平成29年中の所得情報に係るものは平成31年1月14日から同月18日まで、平成30年中の所得情報に係るものは平成31年5月27日から同月31日までの間に到達する見込みである。国民健康保険団体連合会から市町村の介護保険担当部局等に対し、特別徴収に係る通知と併せて支給要件調査対象者に係る通知が到達することが想定されるため、市町村の国民年金担当部局におかれては、必要に応じて介護保険担当部局等と調整の上、収録作業の開始に遺漏無きようお願いしたいこと。

### 5 国民健康保険団体連合会による受付チェックの際にエラーが確認された場合の取扱いについて

市町村から国民健康保険団体連合会に送付した所得情報を収録した媒体について、国民健康保険団体連合会による受付チェックの際にエラーが確認された場合、「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（第1版）」の「4.2 エラーの取り扱いについて」に基づき、当該国民健康保険団体連合会より市町村に対し連絡するため、これに従い対応いただきたいこと。

### 6 不測の事態が発生した場合の厚生労働省への一報について

市町村から機構に対し所得情報の提供を行うに際し、不測の事態により、予定どおり所得情報の提供を行えない場合や提供した情報に差し替えが発生した場合等は、こうした事象が発生した時点で速やかに電話にて厚生労働省年金局事業管理課年金生活者支援給付金担当（03-5253-1111（内線3592））宛てに一報するとともに、併せてその詳細を市町村名及び担当者の連絡先を明記の上、電子メールにて報告専用メールアドレス（kyuufukin\_rep@mhlw.go.jp）宛てに送付いただきたいこと。

また、報告後は、事業管理課から具体的な対処方法を担当者宛てに連絡するため、これに従い対応いただきたいこと。

なお、上記メールアドレスは緊急時の報告専用であるため、上記以外の個別の疑義照会等には用いないこと。

## 「所得情報設定表示 1・2」収録に当たっての考え方

	市町村が所得情報を有する <sup>(※1)</sup>	市町村が所得情報を有しない <sup>(※2)</sup>
対象者が4月1日に住所を有する	2：設定済・把握している	3：設定済・把握していない 又は 5：設定済・未申告者あり
対象者が4月1日に住所を有しない	4：設定済・該当者なし	4：設定済・該当者なし

※1 対象者及び世帯員全員が住民税の賦課期日（1月1日）時点で住所を有する場合等を想定。

※2 対象者及び世帯員のいずれかが住民税の賦課期日（1月1日）時点で住所を有しない（1月2日以降に転入してきた）場合や、対象者及び世帯員のいずれかが未申告である場合等を想定。

年金生活者支援給付金システムへの所得情報データ収録例(老齢事務)

市町村における所得情報の確認結果						データ収録方法(老齢の事務に係る所得情報等)		
4/1時点で住所を有する	公的年金等年金収入+その他所得		住民税の課税状況		前年所得合計額1	世帯課税区分 1:世帯課税 2:世帯非課税	所得情報設定表示1 1:未設定 2:設定済・把握している 3:設定済・把握していない 4:設定済・該当者なし 5:設定済・未申告者あり	
	年金収入	その他所得	本人	世帯構成員				
1	○	50万	200万	課税	非課税	250万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
2	○	50万	50万	非課税	非課税	100万	2:世帯非課税	2:設定済・把握している
3	○	50万	30万	非課税	非課税	80万	2:世帯非課税	2:設定済・把握している
4	○	50万	0	非課税	非課税	50万	2:世帯非課税	2:設定済・把握している
5	○	転入	転入	転入	非課税	"0"のまま	"0"のまま	3:設定済・把握していない
6	○	50万	200万	課税	課税	250万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
7	○	50万	50万	非課税	課税	100万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
8	○	50万	30万	非課税	課税	80万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
9	○	50万	0	非課税	課税	50万	1:世帯課税	2:設定済・把握している
10	○	転入	転入	転入	課税	"0"のまま	1:世帯課税	3:設定済・把握していない
11	○	50万	200万	課税	未申告	250万	1:世帯課税	5:設定済・未申告者あり
12	○	50万	50万	非課税	未申告	100万	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
13	○	50万	30万	非課税	未申告	80万	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
14	○	50万	0	非課税	未申告	50万	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
15	○	転入	転入	転入	未申告	"0"のまま	"0"のまま	3:設定済・把握していない
16	○	50万	200万	課税	転入	250万	1:世帯課税	3:設定済・把握していない
17	○	50万	50万	非課税	転入	100万	"0"のまま	3:設定済・把握していない
18	○	50万	30万	非課税	転入	80万	"0"のまま	3:設定済・把握していない
19	○	50万	0	非課税	転入	50万	"0"のまま	3:設定済・把握していない
20	○	転入	転入	転入	転入	"0"のまま	"0"のまま	3:設定済・把握していない
21	○	未申告	未申告	未申告	課税	"0"のまま	1:世帯課税	5:設定済・未申告者あり
22	○	未申告	未申告	未申告	非課税	"0"のまま	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
23	○	未申告	未申告	未申告	未申告	"0"のまま	"0"のまま	5:設定済・未申告者あり
24	○	未申告	未申告	未申告	転入	"0"のまま	"0"のまま	3:設定済・把握していない
25	×	(内容によらない)	(内容によらない)	(内容によらない)	(内容によらない)	"0"のまま	"0"のまま	4:設定済・該当者なし

※「世帯構成員」のパターンは以下のとおり。  
「課税」 世帯構成員の所得を把握している場合であって、そのうち一人でも住民税が課税されている場合  
「非課税」 すべての世帯構成員が住民税非課税となっている場合  
「未申告」 未申告の世帯構成員が一人でもいる場合  
「転入」 1月2日以降に市外から転入した世帯構成員が一人でもいる場合であって、当該世帯構成員の所得情報が確認できないとき

・世帯に課税者がいる場合は、「世帯課税区分」に「1:世帯課税」を収録する。  
・同一世帯に「転入者」と「未申告者」が両方いる場合は、「所得情報設定表示1」は「3:把握していない」として収録する。  
・「所得情報設定表示1」について、世帯構成員に転入者または未申告者がいる場合であっても、本人の所得を把握している場合は、「前年所得合計額」を入力する。